

野焼きは法律で禁止されています

自宅の庭などで、ごみを燃やすことによる煙の苦情（喘息の悪化、洗濯物に臭いがつく）が、多く寄せられています。

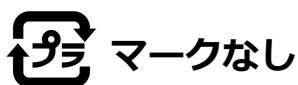
苦情の原因とならないよう「町のごみ回収」に出されますようお願いいたします。

●生ごみ

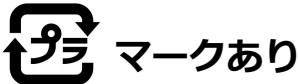
●庭の刈草、落ち葉、剪定枝

●ビニール袋、汚れた紙

●プラスチック製品



●容器包装プラスチック類



【大刀洗町 ごみの出し方】

「燃えるごみ」袋（青文字袋）

毎週月曜・木曜 家の前に午前8時までに出す。

「容器包装プラスチック」袋（緑文字袋）

毎月第2日曜 に不燃物集積場に出す。

野焼きは、ダイオキシン類などの有害物質が発生することから、一部の例外（焼き畑、どんど焼き、たき火など）を除いて、禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）」に基づくもので、違反すると厳罰に処せられます（5年以下の懲役また1,000万円以下の罰金またはその両方）。

また、小型焼却炉についても、ダイオキシン類の発生を抑制する構造基準を満たさないものは、使用禁止となりました。

※ 例外とされている焼却行為であっても、状況によっては、改善命令などの行政処分や指導の対象となる場合がありますので、近隣からの苦情がでないよう、周辺の生活環境への影響を考慮してください。